

静岡市道路橋定期点検業務積算資料

令和6年8月

静岡市 建設局 道路部 道路保全課

－ 目 次 －

静岡市道路橋定期点検業務積算資料

1	適用範囲	1
2	業務委託料	1
	(1) 業務委託料の構成	1
	(2) 業務委託料構成費目の内容	2
3	業務委託料の積算	3
4	業務内容	4
	(1) 計画準備	4
	(2) 定期点検	4
	(3) 道路橋点検調書作成システム入力	4
	(4) 報告書作成	5
	(5) 打合せ協議	6
5	直接原価	7
	(1) 直接人件費	7
	(2) 直接経費	12

道路橋定期点検業務積算資料

1 適用範囲

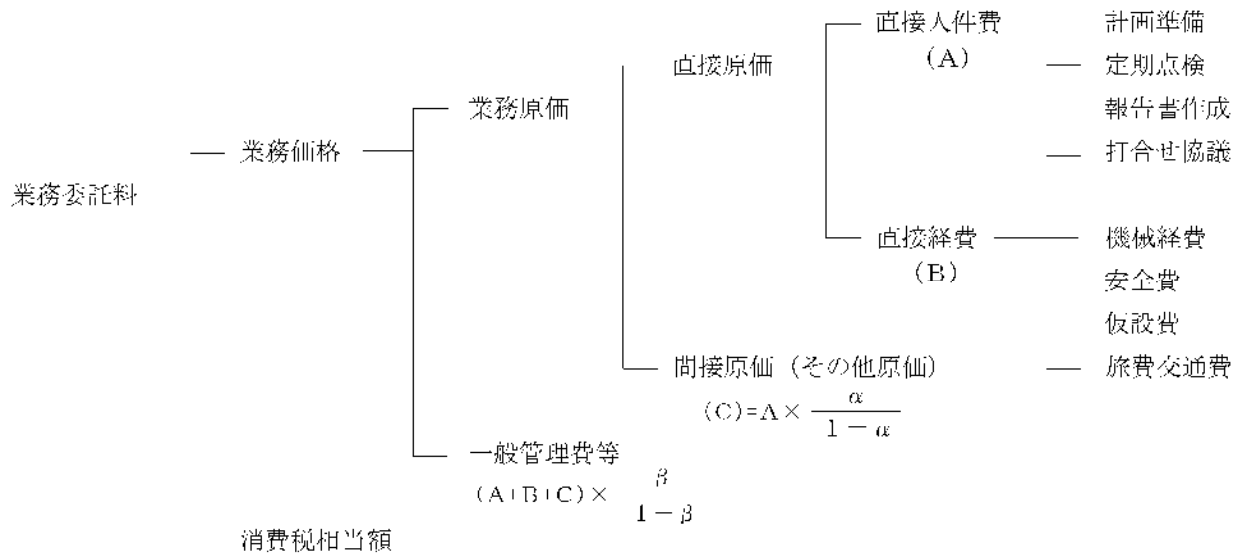
道路橋定期点検業務積算資料（以下「積算資料」という）は、「静岡県道路橋点検要領（令和 6 年 8 月 静岡市建設局）」（以下「市点検要領」という。）に基づき実施する道路橋の定期点検について、道路管理者が点検業務を建設コンサルタント等に発注する場合の業務委託料を算出する参考としてとりまとめたものである。

市点検要領に記載のない項目については、「道路橋定期点検要領（令和 6 年 3 月 国土交通省道路局）」（以下「技術的助言」という。）、「橋梁定期点検要領（令和 6 年 3 月 国土交通省道路局国道・防災課）」（以下「直轄版点検要領」という。）及び「橋梁定期点検要領（平成 31 年 3 月 国土交通省道路局国道・防災課）」（以下「直轄版点検要領」という。）を参考とする。

なお、「積算資料」に定めのない事項については、別途、特記仕様書に定める。

2 業務委託料

（1）業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

ア 直接原価

(ア) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

(イ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の a から d までに掲げるものとする。

a 機械経費

機械経費は、橋梁点検車を用いる場合に橋梁点検車の機械運転経費について計上する。

また、定期点検においてその他の機械（リフト車、ゴンドラ、船舶など）が必要である場合は、別途、費用を計上するものとする。

b 安全費

安全費は、橋梁点検車を使用する場合に、交通障害の防止と、現場の安全確保のため、交通誘導員の費用を計上するものとする。

c 仮設費

道路橋の定期点検における足場条件は、地上、梯子及び道路橋に添架された既設の点検路を用いることを標準とするが、その他の仮設備（足場等の設置）が必要である場合は、別途、仮設費においてその費用を計上するものとする。

d 旅費交通費

旅費交通費は、点検現場に赴く技術者の交通費等を計上するものとする。

これ以外の経費は、その他原価として間接原価に含まれるものとする。

イ 間接原価（その他原価）

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。また、積上計上するものを除いた直接経費（特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用など）を含むものとする。

ウ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

(ア) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(イ) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

3 業務委託料の積算

(1) 建設コンサルタントに委託する場合

ア 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\}\end{aligned}$$

イ 各構成要素の算定

(ア) 直接人件費

業務処理に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

(イ) 直接経費

直接経費は、2-(2)-ア-(イ)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については各発注者（道路管理者）の旅費基準・規則等に準じて積算するものとする。

2-(2)-ア-(イ)の各項目以外の経費は、その他原価として間接原価に含まれるものとする。

(ウ) 間接原価（その他原価）

間接原価は「設計業務等標準積算基準書（国土交通省）※」の「第4編 調査、計画業務」の「4-2 橋梁定期点検業務積算基準」にある「間接原価」の算出式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{間接原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占める間接原価（その他原価）の割合である。

(エ) 一般管理費等

一般管理費等は「設計業務等標準積算基準書（国土交通省）※」の「第4編 調査、計画業務」の「4-2 橋梁定期点検業務積算基準」の算出式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合である。

(オ) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned}\text{消費税相当額} &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times (\text{消費税率})\end{aligned}$$

(2) 個人（建設コンサルタント以外の個人をいう）に委託する場合（諸謝金による場合を除く。）

3-(1)と同一の方法により積算するものとする。ただし、間接原価（その他原価）、一般管理費等については算入しないものとする。

※静岡市が適用している年度版を採用する。

4 業務内容

(1) 計画準備

業務計画書作成、部材番号図の作成、現地踏査、及び関係機関との協議資料作成等を行う。

ア 業務計画書作成

業務計画書及び、道路橋毎の詳細な点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料の収集を行う。業務計画書等の作成にあたっては、既存の定期点検（部材番号図を含む）の記録等を活用して実施するものとする。資料収集及び橋梁諸元の確認は、本市より提供する「(仮称) 静岡市橋梁点検調書作成システム」(以下、システム)を使用する。

イ 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、道路橋の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、道路橋の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段、桁下進入路等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）し、実施計画書により報告する。現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施するものとする。

ウ 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。これらの資料作成等にあたっては、既存の定期点検時に実施した協議資料等を活用して実施するものとする。

(2) 定期点検

ア 状態の把握（点検）及び診断（健全性の診断）

市点検要領に基づき、橋梁点検車、あるいは梯子等を用いて、近接目視にて点検を行うとともに、構造安全性の推定と特定事象の有無の記録及び道路橋毎の健全性の診断を行う。現地では、既存の定期点検及び健全性の診断結果等の資料を活用して作業を行う。必要に応じ、点検作業と同時にシステム入力を行う。

必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

(3) システム入力

市点検要領の付録－2 点検調書（標準）等に基づき、システムを用いて点検結果の入力を行う。点検結果及び診断結果について、技術的助言に基づき Microsoft Excel の（様式 1）、（様式 2）、（様式 3）を作成し記録するものとする。

ただし、（様式 1）、（様式 2）、（様式 3）は、システムより出力したデータを提出するものとする。

ア 定期点検（標準）

市点検要領に基づき、直轄版点検要領の付録－1 定期点検結果の記入要領を参考に、現地点検で記録した損傷状況をマーク及び旗揚げ等の描画で損傷図等の作成を行いシステムに登録する。なお、損傷図においては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施するものとする。

(ア) 道路橋基礎データの入力

既存資料（橋梁台帳、過年度点検記録等）や現地踏査及び点検を基に、システムに橋梁諸元及び写真、橋梁一般図の登録及び既存データの修正登録を行う。

(イ)点検結果の入力

市点検要領に基づき、現地点検で記録した損傷状況の評価をシステムに入力するとともに、損傷状況の写真登録を行う。また、特記事項に所見の補足事項等をシステムに入力する。

(ウ)損傷の記録

損傷図を作成して損傷の評価を行う。

(エ)想定する状況に対する技術的評価

技術的助言の解説に基づき、対象橋梁の変状等の原因や状態を推定したうえで、橋が置かれている状況を勘案し、構成する材料、部材、基礎地盤等がどのような状態となる可能性があるのか、技術的な評価を行い、活荷重や地震、出水等の状況に対する構造安全性をシステムに入力する。

(オ)特定事象の有無の記録

技術的助言の解説に基づき、疲労、塩害、アルカリ骨材反応、防食機能の低下、洗掘など注意しておくべき事象の有無をシステムに入力する。

(カ)健全性の診断

技術的助言の解説に基づき、上記エ)、オ)を踏まえ、対象橋梁の健全性を総合的に評価し、診断区分と診断に関する所見をシステムに入力する。

イ 定期点検（簡易）

(ア)道路橋基礎データの入力

既存資料（橋梁台帳、過年度点検記録等）や現地踏査及び点検を基に、システムに橋梁諸元及び写真、橋梁一般図の登録及び既存データの修正登録を行う。

(イ)想定する状況に対する技術的評価

技術的助言の解説に基づき、対象橋梁の変状等の原因や状態を推定したうえで、橋が置かれている状況を勘案し、構成する材料、部材、基礎地盤等がどのような状態となる可能性があるのか、技術的な評価を行い、活荷重や地震、出水等の状況に対する構造安全性をシステムに入力する。

(ウ)特定事象の有無の記録

技術的助言の解説に基づき、疲労、塩害、アルカリ骨材反応、防食機能の低下、洗掘など注意しておくべき事象の有無をシステムに入力する。

(エ)健全性の診断

技術的助言の解説に基づき、上記イ)、ウ)を踏まえ、対象橋梁の健全性を総合的に評価し、診断区分と診断に関する所見をシステムに入力する。

(4) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行う。なお、Microsoft Excel で作成した（様式1）、（様式2）、（様式3）、損傷図等については、電子媒体でも納品すること。（電子納品については静岡市電子納品実施マニュアルによる。）

(5) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

ア 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、既存の点検表記録様式等の道路橋点検に必要な資料等の貸与を行う。

イ 中間打合せ

現地踏査時終了時あるいは現地での点検終了時等の区切り及び作業部会同席時において、中間打合せを2回行うことを標準とするが、業務の内容を勘案して追加することができる。

ウ 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

5 直接原価

(1) 直接人件費

ア 計画準備

(10 橋当り)

橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
2 以上 5 以下	2.3	1.4	2.7	3.8	2.4
5 を超え 10 以下	2.3	1.4	2.7	3.8	2.4
10 を超え 15 以下	2.3	1.4	2.7	3.8	2.4
15 を超え 20 以下	2.3	1.4	2.7	3.8	2.4
20 を超え 30 以下	2.3	1.4	2.7	3.8	2.4
30 を超え 50 以下	2.7	1.6	3.7	5.1	3.0
50 を超える	2.7	1.6	3.7	5.1	3.0

- (注) 1. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。部材番号図の作成を含まない。
 2. 既存の定期点検の記録等を活用して計画する。
 3. 現地踏査や関係機関協議など外業の移動時間を含む。なお、移動に必要な経費は「旅費交通費」の中で計上すること。
 4. 現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用し実施する。また、関係機関協議の資料作成等は、既存の定期点検時に実施した協議資料等を活用する。
 5. 幅員 20m 未満を標準とする。幅員 20m 以上の道路橋については、カ 各種補正に記載している補正を適用すること。

イ 定期点検

(ア) 特定の溝橋等

(10 橋当り)

橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
2 以上 5 以下	—	—	4.8	1.8	—
5 を超え 10 以下	—	—	7.0	3.5	—
10 を超え 15 以下	—	—	8.5	4.2	—

- (注) 1. 上記は、技術的助言の参考資料である「特定の条件に満足する溝橋の定期点検に関する参考資料(平成 31 年 2 月国土交通省道路局・技術課)」による 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。また 15m 以下の第三者被害の恐れのない単径間の床版橋、H 鋼桁橋にも適用することができる。

幅員 20m 未満を標準とする。幅員 20m 以上の道路橋については、カ 各種補正に記載している補正を適用すること。

(イ) 特定の溝橋等以外

(10 橋当り)

橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
2 以上 5 以下	—	—	3.5	3.5	3.5
5 を超え 10 以下	—	—	4.4	4.2	4.4
10 を超え 15 以下	—	—	4.9	4.8	4.9
15 を超え 20 以下	—	—	5.6	5.7	5.7
20 を超え 30 以下	—	—	6.8	6.9	7.0
30 を超え 50 以下	—	—	9.5	9.6	9.8
50 を超え 100 以下	—	—	15.6	15.6	15.6
100 を超え 200 以下	—	—	26.0	26.0	26.0
200 を超え 300 以下	—	—	39.0	39.0	39.0
300 を超え 400 以下	—	—	49.4	49.4	49.4
400 を超え 500 以下	—	—	62.4	62.4	62.4
500 を超え 600 以下	—	—	75.4	75.4	75.4
600 を超え 700 以下	—	—	88.4	88.4	88.4
700 を超え 800 以下	—	—	99.3	103.5	103.5
800 を超え 900 以下	—	—	114.4	114.4	114.4
900 を超え 1000 以下	—	—	127.4	127.4	127.4

(注) 1. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。特定の溝橋等以外の一般的な桁橋、床版橋に適用する。

2. 上記は、仮設備を含まない上下部構造の道路橋に適用する。
3. 橋梁点検車を使用する場合は、別途、「機械経費」を計上のこと。
4. 仮設備（足場等近接手段）の必要がある場合は、別途、「仮設費」を計上のこと。
5. 既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して実施する。
6. (様式 1)、(様式 2)、(様式 3)の作成を含む。
7. 道路橋間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。
8. 幅員 20m 未満を標準とする。幅員 20m 以上の道路橋については、カ 各種補正に記載している補正を適用すること。

ウ 道路橋点検調書作成システム入力
(ア) 定期点検 (標準)

(10 橋当り)

橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
2 以上 5 以下	—	2.5	2.5	2.0	—
5 を超え 10 以下	—	2.5	2.5	2.0	—
10 を超え 15 以下	—	2.5	2.5	2.0	—
15 を超え 20 以下	—	2.5	2.5	2.0	—
20 を超え 30 以下	—	2.5	2.5	2.0	—
30 を超え 50 以下	—	3.5	3.5	3.0	—
50 を超え 100 以下	—	7.0	7.0	6.0	—
100 を超え 200 以下	—	11.0	11.0	9.0	—
200 を超え 300 以下	—	15.0	15.0	12.5	—
300 を超え 400 以下	—	18.0	18.0	15.0	—
400 を超え 500 以下	—	22.0	22.0	18.0	—
500 を超え 600 以下	—	25.0	25.0	21.0	—
600 を超え 700 以下	—	29.0	29.0	24.0	—
700 を超え 800 以下	—	34.0	34.0	28.0	—
800 を超え 900 以下	—	37.0	37.0	31.0	—
900 を超え 1000 以下	—	41.0	41.0	34.0	—

(注) 1. 上記は市点検要領による定期点検業務に適用する。
2. 「システム」で登録する損傷図の作成を含む。

(イ) 定期点検 (簡易)

(10 橋当り)

橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
2 以上 5 以下	—	2.1	2.0	2.0	—
5 を超え 10 以下	—	2.1	2.0	2.0	—
10 を超え 15 以下	—	2.1	2.0	2.0	—
15 を超え 20 以下	—	2.5	3.0	3.0	—
20 を超え 30 以下	—	2.5	3.0	3.0	—
30 を超え 50 以下	—	3.0	3.5	3.5	—
50 を超え 100 以下	—	4.5	5.0	5.0	—

(注) 1. 上記は市点検要領による定期点検業務に適用する。

エ 報告書作成

(10 橋当り)

橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
2 以上	0.4	0.4	0.9	0.9	1.3

- (注) 1. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。
 2. 報告書及び電子データ (Microsoft Excel、word 等) の納品を含む。
 3. 幅員 20m 未満を標準とする。幅員 20m 以上の道路橋については、「カ 各種補正」に記載している補正を適用すること。

オ 打合せ協議

(1 業務当り)

項目		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
業務着手時		0.5	—	0.5	—	—
中間打合せ	1 回当り	—	—	0.5	0.5	—
成果品納入時		0.5	—	0.5	—	—

- (注) 1. 中間打合せは、1 業務当たり 2 回を標準とし、業務内容を勘案して追加することができる。

カ 各種補正

(ア) 初回点検補正表

補正係数 工 種	初回点検
計画準備	1.2
定期点検	1.2
報告書作成	1.1

- (注) 「3 巡目以降の定期点検業務に適用する。」と記載されている工種について、既存の定期点検の記録等を活用して実施することとしている。新設橋等の初回点検対象道路橋は既存の定期点検の記録等が無いため、該当工種について、対象となる道路橋分の人工に下表の補正係数を掛ける。(計画準備に部材番号図作成を含む。)

(イ) 幅員補正表

補正係数 工 種	幅員 20m 以上
計画準備	1.2
定期点検	1.5
報告書作成	1.5

- (注) 道路橋の幅員が 20m 以上の場合は、該当工種について、対象となる道路橋分の人工に下表の補正係数を掛ける。

(ウ) 箱桁橋補正表

工 種	補正係数	箱桁補正
計画準備		1.2
定期点検		1.5
報告書作成		1.5

(注) 箱桁形式の道路橋の桁内部を点検する場合は、該当工種について、対象となる道路橋分の人工に下表の補正係数を掛ける。

(エ) 標準人工×初回点検補正×幅員補正×箱桁補正のように計算する。

(2) 直接経費

ア 機械経費

(ア) 【橋梁点検車】(BT-100 相当、BT-200 相当、BT-400 相当) 積算時の考え方

a 賃料

- ・ BT-100 相当の賃料は「静岡県建設資材等価格」の価格を使用する。
- ・ BT-200 相当、400 相当の賃料は「静岡県建設資材等価格」の価格を使用する。

(a) BT-100 相当

橋梁点検車 運転				(1 日当り)
名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L		日当り稼働時間×4.2
橋梁点検車 賃料	BT-100 相当	日	1.4	
諸雑費		式	1	

(注) 1. 橋梁点検車以外の機械(リフト車、ゴンドラ、船舶など)を使用する必要がある場合は、別途、機械運転経費等を計上するものとする。

2. 時間当たり燃料費は以下のとおりとする。

橋梁点検車 BT-100 のキャリア最大出力：114(kW)・・・メーカー仕様

1 時間当たり燃料消費率：0.037(L/kW・h) より

$$114(\text{kW}) \times 0.037(\text{L/kW} \cdot \text{h}) = 4.22 \div 4.2 (\text{L/h})$$

(b) BT-200 相当

橋梁点検車 運転				(1 日当り)
名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L		日当り稼働時間×4.2
橋梁点検車 賃料	BT-200 相当	日	1.4	
諸雑費		式	1	

(注) 1. 橋梁点検車以外の機械(リフト車、ゴンドラ、船舶など)を使用する必要がある場合は、別途、機械運転経費等を計上するものとする。

(c) BT-400 相当

橋梁点検車 運転				(1 日当り)
名称	規格	単位	数量	備考
燃料費	軽油	L		日当り稼働時間×10.9
橋梁点検車 賃料	BT-400 相当	日	1.4	オペレーターを含む
諸雑費		式	1	

(注) 1. 橋梁点検車以外の機械(リフト車、ゴンドラ、船舶など)を使用する必要がある場合は、別途、機械運転経費等を計上するものとする。

2. 時間当たり燃料費は以下のとおりとする。

橋梁点検車 BT-400 のキャリア最大出力：294(kW)・・・メーカー仕様

1 時間当たり燃料消費率：0.037(L/kW・h) より

$$294(\text{kW}) \times 0.037(\text{L/kW} \cdot \text{h}) = 10.88 \div 10.9(\text{L/h})$$

b 日当り稼働時間 (h/日)

※BT-100、BT-400を使用する際にも、日当り稼働時間 (h/日) については、規格の違いによる差異は少ないと考え「BT-200 相当」と同様に、下記の値を準用して計算する。

橋梁点検車 作業日数 (10 橋当り)

橋長 (m)	橋梁点検車 <BT-100、200、400 相当>
	作業日数
2 以上 5 以下	2.0
5 を超え 10 以下	2.5
10 を超え 15 以下	3.0
15 を超え 20 以下	3.5
20 を超え 30 以下	4.8
30 を超え 50 以下	5.9
50 を超え 100 以下	10.0
100 を超え 200 以下	18.0
200 を超え 300 以下	28.0
300 を超え 400 以下	38.0
400 を超え 500 以下	42.1
500 を超え 600 以下	55.0
600 を超え 700 以下	61.5
700 を超え 800 以下	69.7
800 を超え 900 以下	80.5
900 を超え 1000 以下	85.9

橋梁点検車 日当り稼働時間

橋長 (m)	橋梁点検車 < BT-100、200、400 相当>
	日当り稼働時間 (h/日)
2 以上 5 以下	4.0
5 を超え 10 以下	4.0
10 を超え 15 以下	5.5
15 を超え 20 以下	5.5
20 を超え 30 以下	6.0
30 を超え 50 以下	6.3
50 を超え 100 以下	7.0
100 を超え 200 以下	7.0
200 を超え 300 以下	7.0
300 を超え 400 以下	7.0
400 を超え 500 以下	7.0
500 を超え 600 以下	7.0
600 を超え 700 以下	7.0
700 を超え 800 以下	7.0
800 を超え 900 以下	7.0
900 を超え 1000 以下	7.0

(注) 1. 道路橋間の移動時間を含む。

(イ) 【高所作業車】(作業床高 12m、17m、22m、27m 相当) 積算時の考え方

a 賃料

- ・作業床高 12m の賃料については、「明積 8」の積算コードを使用する。
- ・その他、17m 以上の賃料については、「静岡市建設資材等価格」とする。

(a) 作業床高 12m 相当

高所作業車 運転

(1 日当り)

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	特殊運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L	13	日当り稼働時間×3.6
高所作業車 賃料	作業床高 12m 相当	日	1.4	
諸雑費		式	1	

(注) 1. 運転手の職種については、「設計業務等標準積算基準書※」の参考資料により、以下のとおりとする。

リフト車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手を計上するものとする。

2. 高所作業車賃料数量は、「建設機械等損料表※」により、以下のとおりとする。

供用日あたり運転日数 = (5) 欄 / (4) 欄 = $140/100 = 1.4$

また、日当り稼働時間については、以下のとおりとする。

日当り稼働時間 = (3) 欄 / (5) 欄 = $500/140 = 3.6$

3. 時間当たり燃料費は以下のとおりとする。

高所作業車 (作業床高 12m) のキャリア最大出力 : 96 (kW)

1 時間当たり燃料消費率 : 0.037 (L/kW・h) より

$96 \text{ (kW)} \times 0.037 \text{ (L/kW・h)} = 3.55 \approx 3.6 \text{ (L/h)}$

(b) 作業床高 17m 相当

高所作業車 運転

(1 日当り)

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	特殊運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L	13	日当り稼働時間×3.6
高所作業車 賃料	作業床高 17m 相当	日	1.4	
諸雑費		式	1	

(注) 1. 運転手の職種については、「設計業務等標準積算基準書※」の参考資料により、以下のとおりとする。

リフト車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手を計上するものとする。

2. 高所作業車賃料数量は、「建設機械等損料表※」により、以下のとおりとする。

供用日あたり運転日数 = (5) 欄 / (4) 欄 = $140/100 = 1.4$

また、日当り稼働時間については、以下のとおりとする。

日当り稼働時間 = (3) 欄 / (5) 欄 = $500/140 = 3.6$

3. 時間当たり燃料費は以下のとおりとする。

高所作業車 (作業床高 17m) のキャリア最大出力 : 98 (kW)

1 時間当たり燃料消費率 : 0.037 (L/kW・h) より

$98 \text{ (kW)} \times 0.037 \text{ (L/kW・h)} = 3.63 \approx 3.6 \text{ (L/h)}$

*静岡市が適用している年度版を採用する。

(c) 作業床高 22m 相当

高所作業車 運転

(1日当り)

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	特殊運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L	15	日当り稼働時間×4.1
高所作業車 賃料	作業床高 22m 相当	日	1.4	
諸雑費		式	1	

(注) 1. 運転手の職種については、「設計業務等標準積算基準書※」の参考資料により、以下のとおりとする。

リフト車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手を計上するものとする。

2. 高所作業車賃料数量は、「建設機械等損料表※」により、以下のとおりとする。

供用日あたり運転日数 = (5) 欄 / (4) 欄 = $140/100 = 1.4$

また、日当り稼働時間については、以下のとおりとする。

日当り稼働時間 = (3) 欄 / (5) 欄 = $500/140 = 3.6$

3. 時間当たり燃料費は以下のとおりとする。

高所作業車（作業床高 22m）のキャリア最大出力：110(kW)

1 時間当たり燃料消費率：0.037(L/kW・h) より

$110(\text{kW}) \times 0.037(\text{L/kW} \cdot \text{h}) = 4.07(\text{L/h}) \approx 4.1(\text{L/h})$

(d) 作業床高 27m 相当

高所作業車 運転

(1日当り)

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	特殊運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L	18	日当り稼働時間×4.9
高所作業車 賃料	作業床高 27m 相当	日	1.4	
諸雑費		式	1	

(注) 1. 運転手の職種については、「設計業務等標準積算基準書※」の参考資料により、以下のとおりとする。

リフト車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手を計上するものとする。

2. 高所作業車賃料数量は、「建設機械等損料表※」により、以下のとおりとする。

供用日あたり運転日数 = (5) 欄 / (4) 欄 = $140/100 = 1.4$

また、日当り稼働時間については、以下のとおりとする。

日当り稼働時間 = (3) 欄 / (5) 欄 = $500/140 = 3.6$

3. 時間当たり燃料費は以下のとおりとする。

高所作業車（作業床高 27m）のキャリア最大出力：132(kW)・・・

メーカー仕様

1 時間当たり燃料消費率：0.037(L/kW・h) より

$132(\text{kW}) \times 0.037(\text{L/kW} \cdot \text{h}) = 4.88 \approx 4.9(\text{L/h})$

※静岡市が適用している年度版を採用する。

イ 安全費

(ア) 警備員等の検定等に関する規則第 2 条の表の 6 の項の上欄の規定により静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務において定められた路線での点検

(10 橋当り)

橋長 (m)	橋梁点検車を使用した点検の場合	
	交通整理員 A	交通整理員 B
2 以上 5 以下	2.0	4.0
5 を超え 10 以下	2.5	5.0
10 を超え 15 以下	3.0	6.0
15 を超え 20 以下	3.5	7.0
20 を超え 30 以下	4.8	9.6
30 を超え 50 以下	6.8	13.6
50 を超え 100 以下	10.0	20.0
100 を超え 200 以下	18.0	36.0
200 を超え 300 以下	28.0	56.0
300 を超え 400 以下	38.0	76.0
400 を超え 500 以下	42.1	84.2
500 を超え 600 以下	55.0	110.0
600 を超え 700 以下	61.5	123.0
700 を超え 800 以下	69.7	139.4
800 を超え 900 以下	80.5	161.0
900 を超え 1000 以下	85.9	171.8

- (注) 1. 橋梁点検車を使用して点検を行う場合に計上する。
2. バリケード標識は必要に応じて計上する。

(イ) 上記 (ア) 以外での点検

(10 橋当り)

橋長 (m)	橋梁点検車を使用した点検の場合
	交通整理員 B
2 以上 5 以下	4.0
5 を超え 10 以下	5.0
10 を超え 15 以下	6.0
15 を超え 20 以下	7.0
20 を超え 30 以下	9.6
30 を超え 50 以下	11.8
50 を超え 100 以下	20.0
100 を超え 200 以下	36.0
200 を超え 300 以下	56.0
300 を超え 400 以下	76.0
400 を超え 500 以下	84.2
500 を超え 600 以下	110.0
600 を超え 700 以下	123.0
700 を超え 800 以下	139.4
800 を超え 900 以下	161.0
900 を超え 1000 以下	171.8

- (注) 1. 橋梁点検車を使用して点検を行う場合に計上する。
 2. バリケード標識は必要に応じて計上する。